

- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県病院事業告示第7号中訂正\(経営管理課\)](#)

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

埼玉県教育委員会規則第二十五号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表埼玉県教育局南部教育事務所の項担当区域の欄中「鳩ヶ谷市」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年十月十一日から施行する。

規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則七―九三八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部	
<p>参事（人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>財務局長</p> <p>組織犯罪対策局長</p> <p>方面本部長</p> <p>運転免許本部長</p> <p>参事</p> <p>参事官</p> <p>理事官</p> <p>警察学校長</p> <p>警察署長（浦和、大宮、大宮東、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、東松山、秩父、熊谷、深谷、春日部、越谷、久喜、吉川）</p> <p>警察本部の課（室・所・隊）長</p> <p>監察官</p> <p>聴聞官</p> <p>管理官</p> <p>訟務官</p> <p>主席師範</p> <p>総括調査官</p> <p>市警察部副部長</p>	<p>一種</p> <p>二種</p> <p>三種</p>

<p>市警察部の課長</p> <p>方面本部副本部長</p> <p>警察学校副校長</p> <p>警察署長</p> <p>警察署副署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川）</p>	<p>主席調査官</p> <p>主席指導官</p> <p>主席専門官</p> <p>公安委員会室長</p> <p>取調べ監督室長</p> <p>けいさつ総合相談センター所長</p> <p>音楽隊長</p> <p>情報セキュリティ対策室長</p> <p>監査室長</p> <p>装備技術センター所長</p> <p>照会センター所長</p> <p>留置センター所長</p> <p>採用センター所長</p> <p>犯罪被害者支援室長</p> <p>企画調整室長</p> <p>現任教養推進室長</p> <p>生活安全指導室長</p> <p>防犯のまちづくり推進室長</p> <p>生活安全特別捜査隊長</p> <p>環境犯罪対策室長</p> <p>航空隊長</p> <p>刑事指導室長</p> <p>検視調査室長</p> <p>暴力団排除対策室長</p>
<p>四種</p>	

	<p>交通安全対策推進室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 交通反則通告センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長 特別機動警察隊長 次席（人事委員会が定めるものに限る。） 初任教養部長 警察署副署長</p>
<p>次席 副隊長 術科教養部長</p>	<p>五種</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年九月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、開示決定の変更による追加の交付（既に交付を受けた部分を除く。以下この項において同じ。）の場合にあつては、当該追加の交付に要する費用の額とする。

第十八条に次の一項を加える。

5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、第一項各号に掲げる方法で複写し、又は出力したものの送付を求めることができる。この場合においては、当該費用は、郵便切手で納付しなければならぬ。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
庁内クラウドサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報企画課システム最適化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年7月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 5 落札金額
29,610,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年5月24日

告 示

埼玉県告示第七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 all for one

三 代表者の氏名

大野 泰敬

四 主たる事務所の所在地

埼玉県志木市中宗岡四丁目十五番五 四〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、NPO活動の広報活動支援および復興支援活動を行う。NPO活動の広報支援については、独自媒体の制作発行等により、NPO活動の存在やその意義を、社会により広く知らしめ、また、各種サービスの提供によりNPO活動を行う者自身の広報力向上を図る。復興支援活動においては、被災地への物資／資金支援、自立支援活動を行う。以上のことを事業の軸におき、NPO活動を活性化させることにより、ひいては市民活動の活性化に貢献することを使命とし、これを設立の目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年九月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひまわりの家

三 代表者の氏名

加藤 進一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市新和四丁目五百六十二番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、三郷市および県東部地区の障害者に対し、地域生活に必要な支援を提供し、誰もが共に安心して住める街づくりを目指すことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年九月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人MCAサポートセンター
- 三 代表者の氏名
渡邊 朋子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目四番地一号宮代町役場庁舎内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の人々の自発的な活動や自己実現を支援・啓発する事業や、特定非営利活動法人やその他ボランティア活動の支援を行うことにより、豊かな地域コミュニティ形成と社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域として指定する区域

別図のとおり（埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目百七十四番十五の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

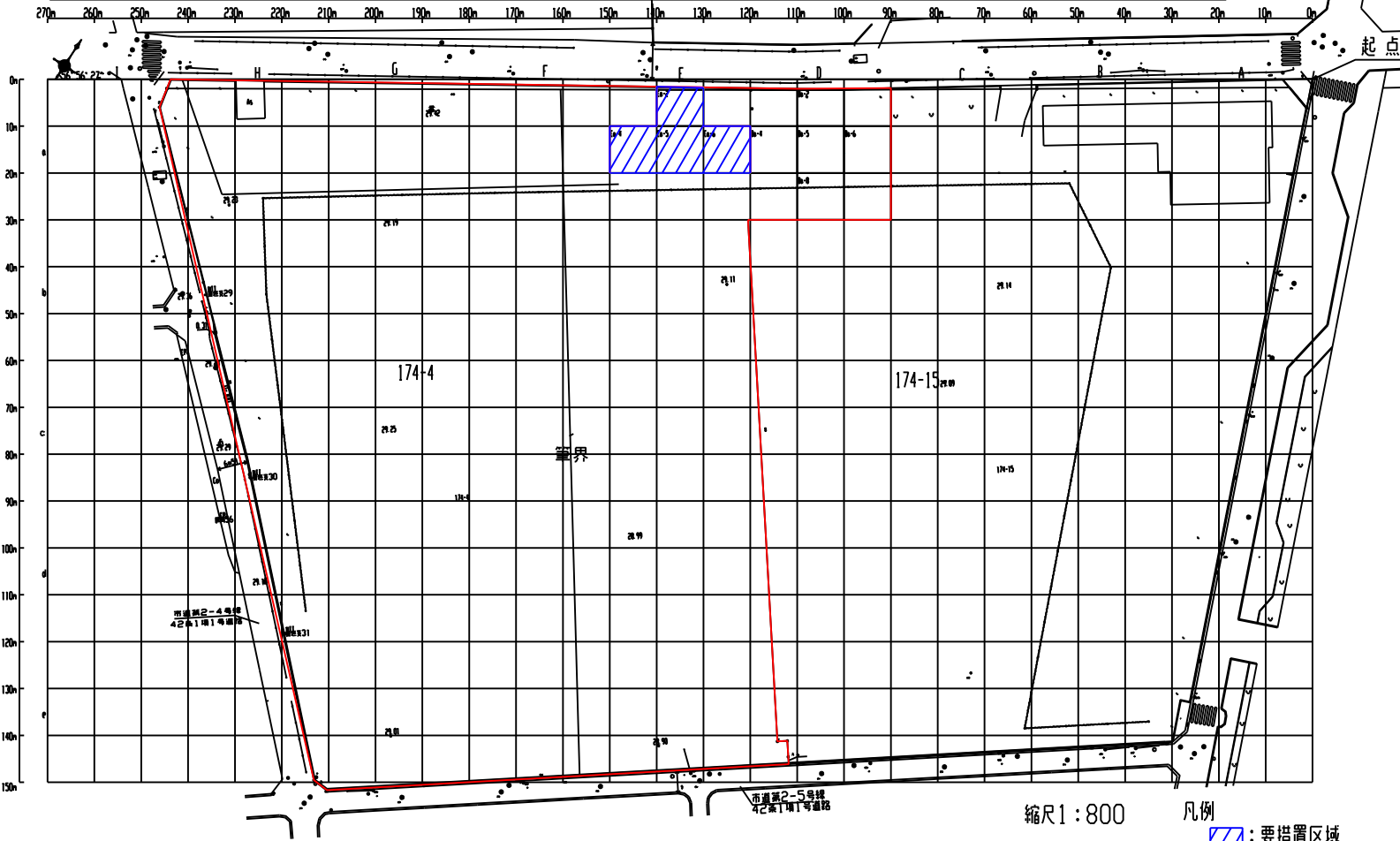
起点

起点は、ふじみ野市西鶴ヶ岡2丁目174-17の最北端にある境界鎮とする。

格子の回転角 $56^{\circ}56'30''$

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

回転角度 $56^{\circ}56'30''$



縮尺1:800

凡例

要措置区域

開発区域

告示

埼玉県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

OSCデオシティ新座

埼玉県新座市中野二丁目二千三十八外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）株式会社データプラン 代表取締役 永井顯治

東京都立川市曙町二丁目九番一号

（変更後）株式会社データプラン 代表取締役 永井顯治

東京都国分寺市本町四丁目十二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社オリンピック 代表取締役 金澤良樹

東京都立川市曙町一丁目二十五番十五号 外 計十八者

（変更後）株式会社オリンピック 代表取締役 金澤良樹

東京都立川市曙町一丁目二十五番十五号 外 計六者

ハ 変更年月日

平成二十年五月二十七日外

ニ 届出年月日

平成二十三年九月六日

三 縦覧期間

平成二十三年九月十六日から平成二十四年一月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月十六日から平成二十四年一月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

OSCデオシティ新座

埼玉県新座市中野二丁目二千三十八外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一万三千八百二十四平方メートル

（変更後）一万七千二百八十八平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一五三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇三三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三九四平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五一四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二一五立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二三五立法メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 9か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 8か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年五月七日

二 届出年月日

平成二十三年九月六日

二 縦覧期間

平成二十三年九月十六日から平成二十四年一月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年九月十六日から平成二十四年一月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安戸・田宮土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	坂齋忠造	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野五百三十九番地
同	新井和夫	同 同 本島二千七十五番地二
同	山崎利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	田中正夫	同 同 大塚二百一番地
同	加藤初雄	幸手市戸島二丁目四十三番地
同	榎原敏夫	春日部市不動院野九十七番地一
監事	鈴木昭男	北葛飾郡杉戸町大字佐左工門六百九十番地
同	松原耕作	同 同 堤根四千四十五番地
同	新井重夫	同 幸手市大字戸島三百三十八番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	坂齋忠造	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字遠野五百三十九番地
同	新井和夫	同 同 本島二千七十五番地二
同	山崎利一	同 同 才羽二千六十五番地一
同	田中正夫	同 同 大塚二百一番地
同	加藤初雄	幸手市戸島二丁目四十三番地
同	榎原敏夫	春日部市不動院野九十七番地一
監事	鈴木昭男	北葛飾郡杉戸町大字佐左工門六百九十番地
同	松原耕作	同 同 堤根四千四十五番地
同	新井重夫	同 幸手市大字戸島三百三十八番地

告 示

埼玉県告示第千八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年九月十二日認可した。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

金杉土地改良区

二 事務所の所在地

北葛飾郡松伏町

告 示

埼玉県告示第千八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、比企郡滑川町羽尾表前土地改良区からの土地改良事業（区画整理事業）計画の変更認可申請を平成二十三年九月十三日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十三年九月二十日から

平成二十三年十月二十日まで

二 縦覧場所

滑川町役場

告 示

埼玉県告示第千八十八号

測量計画機関の長である上里町長関根孝道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上里町

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

三 作業地域

上里町全域

四 作業期間

平成二十三年五月十三日から平成二十四年三月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千八十九号

測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十三年六月六日から平成二十四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十九号

測量計画機関の長である蕨市長頼高英雄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

平成二十三年五月十一日から平成二十四年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十一号

測量計画機関の長である入間市長木下博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（土地区画整理）

三 作業地域

入間市大字下藤沢地内（武蔵藤沢駅周辺土地区画整理地内）

四 作業期間

平成二十三年六月二十七日から平成二十四年三月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第三項の規定により、平成三年埼玉県告示第七百三十号による荒川水系吉田川に係る河川予定地の指定は、廃止する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第九十二号

荒川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 河川の名称

吉田川

二 指定に係る河川区域の存する区間

左岸 秩父郡小鹿野町日尾字暮坪千七百六十六番一地先から秩父市上吉田字松

山四千八百三十一番四地先まで

右岸 秩父郡小鹿野町日尾字大久奈千六百三十四番二地先から秩父市上吉田字

向山四千九百二十番二地先まで及び

左岸 秩父市上吉田字下夏地六千八百十八番二地先から同市上吉田字女形沢四

千八百六十一番二地先まで

右岸 秩父市上吉田字つらはら堀六千九百八十六番六地先から同市上吉田字女

形沢四千九百一番四地先まで

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

告 示

埼玉県告示第千九十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、鴻巣駅東口A地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十四年三月

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百五十一番五号ほか

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目一番三号

五 設立認可の年月日

平成十五年四月十五日

六 変更の内容

事業施行期間

七 変更の認可の年月日

平成二十三年九月十六日

告示

埼玉県告示第千九十五号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社アイ・ピー・コーポレーション	小林 治人	埼玉県熊谷市籠原南二丁目三百五十五番地

告 示

埼玉県告示第千九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立滑川総合高等学校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 I T 推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成23年 7 月 13 日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目 15 番 12 号

5 落札金額

25,488,645円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年 4 月 26 日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

<p>東大久保ふじみ野線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>ふじみ野市大字駒林字新田前二四 二番一地从り同市大字駒林字新田 前二四五番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十三年九月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長七二・五 メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 小島 一 男

東大久保ふじみ野線	路 線 名
ふじみ野市大字駒林字市金七八 番三地从り同市大字駒林字市金七 八番一地从りまで	供用開始の区間
平成二十三年九月十六日	供用開始の期日
延長三一・五 メートル	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 中津川三峰口停車場線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
原山五四 番一地先まで	秩父市中津川字相原山五四 番一地先から同市中津川字相	秩父市中津川字相原山五四 番一地先から同市中津川字相 原山五四 番一地先まで	区 間
三一・七〇	九・三〇 }	二三・九〇 三・三〇 }	敷地の幅員 (メートル)
四一二・四		四七六・五〇	延 長 (メートル)
	引き継ぐ。	平成四年三月十九日 付け埼玉県告示第三 百九十八号で予定さ れた引継処理であ り、旧 A を秩父市へ	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 中津川三峰口停車場線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
山五四 番一地先まで	秩父市中津川字下山五五 番 一 地先から同市中津川字相原	秩父市中津川字下山五五 番 一 地先から同市中津川字相原 山五四 番一地先まで	区 間
	九・三〇 } 二二・六〇	四・五〇 } 一・八	敷地の幅員 (メートル)
五一七・二		八三七・三〇	延 長 (メートル)
	旧 A を秩父市へ引き 継ぐ。	平成七年九月一日付 け埼玉県告示第千百 七十六号で予定され た引継処理であり、	備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市大字樋上字鴻地 二七五番六地先から 同市大字堤根字上三七九 番地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>平成二十三年九月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十三年七月一日付け埼玉 県行田県土整備事務所長告示第 二十六号で告示した区域の供用 開始である。 延長四八七・九メートル （独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂回 道路）</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年五月十六日

指令川建セ第二三 四号

二 検査済証番号

平成二十三年九月十四日

川建セ第二三 四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字宮ノ腰七八一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字上野七八一番地

神林 篤志

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十三年九月八日

指令越建セ第二三〇〇一二一号

二 検査済証番号

平成二十三年九月十三日

越建セ第二三〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸一丁目五十七番、百番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

太平ホーム株式会社 代表取締役 平子 繁

告 示

埼玉県教委告示第三十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年九月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 平成二十四年度当初教育局等職員人事異動方針について
- ロ 平成二十三年年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 平成二十三年年度優秀な教員の表彰（埼玉県はつらつ先生表彰）について
- ニ その他

告 示

埼玉県教委告示第三十九号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

- 一 所在地を変更する技能教育のための施設の名称
学校法人大川学園大川学園高等専修学校（埼玉県飯能市柳町八番十四号）
- 二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
施設の所在地	埼玉県飯能市柳町八番十四号	埼玉県飯能市大字下加治三百四十五番地

告 示

埼玉県教委告示第四十号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、連携科目等の指定を平成二十三年九月十六日付けで次のとおり解除した。

平成二十三年九月十六日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 技能教育のための施設の名称

学校法人大川学園大川学園高等専修学校（埼玉県飯能市大字下加治三百四十五番地）

二 指定を解除する連携科目等の名称

家庭一般

被服

被服製作Ⅰ

被服製作Ⅱ

被服材料

被服管理

服飾デザイン

ファッション・ビジネス

服飾手芸

総合実践

商業技術

ビジネスマナー

文書デザイン

情報処理

経済活動と法

告示

埼玉県選管告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県参議院選挙区第4総支部の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百三十二	左	十七
誤	(2) 支出総額	17,929,499円
正	(2) 支出総額	17,555,678円
百三十二	右	十九
誤	(ウ) 備品・消耗品費	2,554,895円
正	(ウ) 備品・消耗品費	2,532,820円
	右	二十一
誤	(ア) 組織活動費	1,211,126円
正	(ア) 組織活動費	939,380円
	右	二十三
誤	(イ) 選挙関係費	590,000円
正	(イ) 選挙関係費	510,000円
百三十三	左	二
誤	合計	17,929,499円
正	合計	17,555,678円

告示

埼玉県選管告示第二百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第3区総支部の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年一月十四日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百四十一	右	十五
誤	(2) 支出総額	34,570,902円
正	(2) 支出総額	34,570,932円
百四十二	右	十六
誤	(エ) 事務所費	5,176,926円
正	(エ) 事務所費	5,176,956円
	右	二十三
誤	合計	34,570,902円
正	合計	34,570,932円

告示

埼玉県選管告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第10区総支部の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月十日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
百四十七	右	十五	
繰	(2) 支出総額		46,331,674円
正	(2) 支出総額		46,103,644円
百四十八	右	二十一	
繰	(エ) 事務所費		11,357,493円
正	(エ) 事務所費		11,359,350円
	右	二十六	
繰	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費		8,491,948円
正	(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費		8,262,061円
百四十九	左	一	
繰	b 宣伝事業費		4,747,161円
正	b 宣伝事業費		4,517,274円
	左	六	
繰	計		46,331,674円
正	計		46,103,644円

告示

埼玉県選管告示第百二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第15区総支部の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月十七日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百四十三	右	八
誤	(2) 支出総額	21,634,964円
正	(2) 支出総額	21,924,364円
	百四十四	左 二十一
誤	(ウ) 備品・消耗品費	3,328,126円
正	(ウ) 備品・消耗品費	3,327,826円
		左 二十四
誤	(ア) 組織活動費	614,757円
正	(ア) 組織活動費	614,457円
		右 三
誤	(オ) 寄附・交付金	10,000円
正	(オ) 寄附・交付金	300,000円
		右 四
誤	合計	21,634,964円
正	合計	21,924,364円

告示

埼玉県選管告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第12区総支部の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年一月十四日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百四十五	右	十九
誤	(2) 支出総額	44,207,473円
正	(2) 支出総額	44,102,346円
百四十六	右	七
誤	(イ) 光熱水費	405,504円
正	(イ) 光熱水費	405,066円
	右	八
誤	(ウ) 備品・消耗品費	3,959,112円
正	(ウ) 備品・消耗品費	3,962,577円
	右	九
誤	(エ) 事務所費	5,347,138円
正	(エ) 事務所費	5,335,723円
	右	十一
誤	(ア) 組織活動費	2,702,650円
正	(ア) 組織活動費	2,606,411円
	右	十六
誤	(エ) 調査研究費	41,372円
正	(エ) 調査研究費	40,872円
	右	十八
誤	合計	44,207,473円
正	合計	44,102,346円

告示

埼玉県選管告示第二百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された民主党埼玉県第14区総支部の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百四十七	左	七
誤	(2) 支出総額	11,162,445円
正	(2) 支出総額	11,164,335円
	左	二十一
誤	(ウ) 備品・消耗品費	1,897,863円
正	(ウ) 備品・消耗品費	1,899,753円
	右	三
誤	合計	11,162,445円
正	合計	11,164,335円

告示

埼玉県選管告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された行和会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月十六日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
三百六十一	右	二十三
誤 (2) 支出総額		4,462,917円
正 (2) 支出総額		4,150,037円
三百六十二	左	二十四
誤 (ア) 組織活動費		1,423,747円
正 (ア) 組織活動費		1,110,867円
	右	二一
誤 合計		4,462,917円
正 合計		4,150,037円

告示

埼玉県選管告示第百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された高山智司後援会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月十七日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
五百三十六	右	二	
誤	(2) 支出総額	11,267,361円	
正	(2) 支出総額	11,265,861円	
	右	二十六	
誤	(ア) 備品・消耗品費	2,835,021円	
正	(ア) 備品・消耗品費	2,837,436円	
	左	二	
	五百三十七	左	二
誤	(ア) 組織活動費	804,526円	
正	(ア) 組織活動費	803,026円	
	左	六	
誤	(ウ) 調査研究費	134,308円	
正	(ウ) 調査研究費	131,893円	
	左	八	
誤	合計	11,267,361円	
正	合計	11,265,861円	

告示

埼玉県選管告示第二百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出されたたけまさ公一後援会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年一月三十一日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
五百四十二	左	十五
誤	(イ)	光熱水費 657,351円
正	(イ)	光熱水費 657,385円
	左	十七
誤	(エ)	事務所費 10,700,418円
正	(エ)	事務所費 10,700,384円

告示

埼玉県選管告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出されたなかしま浩一後援会の平成十九年分収支報告書に関し、平成二十二年十月二日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

	ページ	段	行		
	六百四十九	下	十六		
総	(1) 収入総額			3,091,000円	
正	(1) 収入総額			2,867,000円	
		下	十八		
総	イ 本年収入額			3,091,000円	
正	イ 本年収入額			2,867,000円	
		下	十九		
総	(2) 支出総額			2,879,705円	
正	(2) 支出総額			2,655,705円	
		下	二十四		
総	a 個人からの寄附			2,026,000円	
正	a 個人からの寄附			1,802,000円	
	六百五十一	下	一		
総	合計			3,091,000円	
正	合計			2,867,000円	
		下	五		
総	中島 浩一			500,000円	戸田市
正	中島 浩一			276,000円	戸田市
		下	二十三		
総	(エ) 寄附・交付金			264,000円	
正	(エ) 寄附・交付金			40,000円	
		下	二十四		

計 計
合 合
計 計

2,879,705円

2,655,705円

告示

埼玉県選管告示第二百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出されたなかしま浩一後援会の平成二十年分収支報告書に関し、平成二十二年十月二日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年九月十八日付け埼玉県選管告示第四百十号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
五百七十二	上	二十五
議 (1) 収入総額		1,270,295円
正 (1) 収入総額		970,295円
	上	二十七
議 ｲ 本年収入額		1,059,000円
正 ｲ 本年収入額		759,000円
	上	一
議 (2) 支出総額		1,225,644円
正 (2) 支出総額		925,644円
	上	六
議 a 個人からの寄附		700,000円
正 a 個人からの寄附		400,000円
	上	十
議 合計		1,059,000円
正 合計		759,000円
	上	十四
議 中島 浩一		700,000円
正 中島 浩一		400,000円
	上	二十五
議 (ウ) 寄附・交付金		327,000円
正 (ウ) 寄附・交付金		27,000円
	上	二十六

計 計
合 計
正 計

1, 225, 644 円

925, 644 円

告示

埼玉県選管告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出されたなかしま浩一後援会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月三日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

	ページ	段	行	
誤	五百七十九	左	四	(1) 収入総額 1,133,651円
正				(1) 収入総額 833,651円
誤		左	六	イ 本年収入額 1,089,000円
正				イ 本年収入額 789,000円
誤		左	七	(2) 支出総額 1,109,997円
正				(2) 支出総額 809,997円
誤		左	十二	a 個人からの寄附 900,000円
正				a 個人からの寄附 600,000円
誤		左	十六	計 1,089,000円
正				計 789,000円
誤		左	二十	中島 浩一 戸田市 900,000円
正				中島 浩一 戸田市 600,000円
		右		三行目を削除する。
		右	四	
誤				計 1,109,997円
正				計 809,997円

告示

埼玉県選管告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された中野ジョーを育てる会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年三月八日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
五百八十四	左	三
誤 (2) 支出総額		7,437,108円
正 (2) 支出総額		7,339,108円
	左	二十七
誤 (エ) 事務所費		1,083,039円
正 (エ) 事務所費		985,039円
	右	七
誤 合 計		7,437,108円
正 合 計		7,339,108円

告示

埼玉県選管告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された細川政治経済環境研究会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年二月九日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
六百七十三	左	十一
誤	(2) 支出総額	11,057,163円
正	(2) 支出総額	11,038,703円
	右	四
誤	(ア) 組織活動費	2,951,420円
正	(ア) 組織活動費	2,932,960円
	右	七
誤	合 計	11,057,163円
正	合 計	11,038,703円

告示

埼玉県選管告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された本多平直と新しい政治をつくる会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十二年十二月十三日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
六百七十九	右	十一
誤 (2) 支出総額		11,477,533円
正 (2) 支出総額		10,857,970円
六百八十	左	二十
誤 (ア) 組織活動費		1,581,843円
正 (ア) 組織活動費		962,280円
	左	二十六
誤 合計		11,477,533円
正 合計		10,857,970円

告示

埼玉県選管告示第百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出されたもりおか洋一郎後援会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十三年一月十四日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第百六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十三年九月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
七百二十三	右	七
誤	(2) 支出総額	8,965,643円
正	(2) 支出総額	8,954,298円
七百二十四	左	十九
誤	(ウ) 備品・消耗品費	388,290円
正	(ウ) 備品・消耗品費	388,884円
七百二十五	左	二十
誤	(エ) 事務所費	1,208,575円
正	(エ) 事務所費	1,207,800円
七百二十六	左	二十一
誤	(フ) 組織活動費	911,921円
正	(フ) 組織活動費	900,757円
七百二十七	左	二十二
誤	(ク) 組織活動費	911,921円
正	(ク) 組織活動費	900,757円
七百二十八	左	二十三
誤	合計	8,965,643円
正	合計	8,954,298円

正 誤

埼玉県病院事業告示第七号（平成二十三年四月十五日第二千二百七十九号）中訂

正

告示番号

誤

第七号

正

第十三号